令和８年（フ）第３２号
三重県松阪市久保町1924番地３　バーデン南郊　103
破産者　岩本　憲明
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

令和６年（フ）第４８９５号
大阪市福島区大開３丁目１番24号ナビール301号
破産者　株式会社阿部工業
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５９２５号
大阪市大正区三軒家西１―13―20　、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区本田３丁目２番18号
破産者　ＣＷＧ株式会社
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４６８０号
大阪府東大阪市大蓮東３丁目16番11号清光マンション２階24号、商業登記簿上の本店所在地大阪市平野区加美北６丁目５番１号
破産者　有限会社オールジャパンエキスプレス
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５４１１号
和歌山県西牟婁郡すさみ町江住159番地
破産者　株式会社ＫＥＲＮＥＬ　ＳＰＡＣＥ
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５４６６号
大阪市中央区南船場２丁目11番13号
破産者　株式会社アイティ総合研究所
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９９号
大阪市北区梅田１丁目２番２号大阪駅前第２ビル12―12
破産者　株式会社Ｙ．Ｋｖｅｌｌ
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６０２号
大阪市淀川区三国本町３丁目８番12―1209号
破産者　株式会社宝
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１０７０号
大阪市平野区長吉長原西３丁目６番１―201号
破産者　株式会社ワインド
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１６０４号
大阪府茨木市寺田町15番５号
破産者　有限会社ヤマデン
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１６１０号
大阪市大正区小林西２丁目７番19―102号
破産者　株式会社裕心
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１８９９号
大阪府吹田市豊津町４番33号
破産者　株式会社正和サービス
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２２８４号
大阪府豊中市豊南町西３丁目13番14号
破産者　株式会社寺田工務店
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３３６号
大阪府豊中市千里園３丁目14番53号
破産者　株式会社Ｚｏｒｏｔｔｏ
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第８３１号
大阪府柏原市法善寺三丁目526番地
破産者　明光運輸株式会社
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５００号
広島市安佐南区西原２丁目22番14号、商業登記簿上の本店所在地広島市中区千田町２丁目９番１号
破産者　有限会社コムイン広島
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６号
北九州市戸畑区一枝三丁目６番32号
破産者　株式会社立花工務店
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１２号
千葉県千葉市中央区新田町15番１号　ダイアパレス102号
破産者　株式会社ハピサクカンパニー
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所平良支部

令和８年（フ）第７９２号
東京都八王子市高倉町１番地10ノースランドハイツ401号
破産者　中村　義弘
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第８２６号
東京都府中市天神町２丁目５番地の９コーポ和光301
破産者　永田　肖三
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第８４４号
東京都八王子市別所１丁目18番地３グリーンハイツ堀之内202号
破産者　木原　昌晴
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部